

議案第24号

備前市消防団の定員、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

備前市消防団の定員、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定  
する。

平成31年2月26日提出

備前市長 田 原 隆 雄

備前市条例第 号

備前市消防団の定員、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

備前市消防団の定員、給与、服務等に関する条例(平成17年備前市条例第224号)の一部を次  
のように改正する。

第2条中「1,154人」を「1,050人」に改める。

第4条第4号中「6箇月以上」を「6月以上」に改める。

第6条第2項中「1箇月以内」を「1月以内」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第24号参考資料

備前市消防団の定員、給与、服務等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(団員の定数)</p> <p>第2条 団員の定数は、<u>1,050人</u>とする。</p> <p>(欠格条項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>6月以上</u>の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者</p> <p>(懲戒)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 停職は、<u>1月以内</u>の期間を定めて行う。</p>	<p>(団員の定数)</p> <p>第2条 団員の定数は、<u>1,154人</u>とする。</p> <p>(欠格条項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>6箇月以上</u>の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者</p> <p>(懲戒)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 停職は、<u>1箇月以内</u>の期間を定めて行う。</p>